## 北部汚泥資源化センターでの

「学校及び保育園で保管していた本市対応の目安値未満の土壌」の一時保管について

本日、第35回横浜市放射線対策本部会議において、以下のことが決定しましたので、お知らせします。

# 1 概要

平成28年8月の第34回横浜市放射線対策本部会議で、学校及び保育園に保管している指定廃棄物等の、北部汚泥資源化センター敷地内に建築する保管庫への移動を決定しました。

本日の第35回本部会議において、学校及び保育園の敷地内で埋設処分が困難な本市対応の目安値 未満の土壌についても、子どもが過ごす施設であることを考慮し、同センター敷地内保管庫に移動 し、一時的に保管することを決定しました。

## 2 追加で保管する土壌の状況

# (1) 市立学校分

## ア 経緯

平成28年8月の本部会議で、北部汚泥資源化センター施設内保管庫への移動が決定した指定廃棄物等以外に、腐葉土のため量が多く校内に十分な埋設スペースがない等の事情により、敷地内処理が困難な土壌を保管している学校が複数ありました。あらためて平成28年9月に全校調査を実施したところ、合計12校で保管している土壌があり、施設内での埋設が難しいため、これらについても、北部汚泥資源化センター敷地内の保管庫に一時的に保管します。

## イ 校数及び分量

12 校分 合計約 5,400kg

## ウ 該当土壌の空間放射線量

全て目安値 (1cm:  $0.59 \mu \text{ Sv/h}$   $50 \text{cm}: 0.23 \mu \text{ Sv/h}$ ) を下回っています。

## (2) 保育園分

## ア 経緯

平成23年9月に各保育所において念のため除去した土壌のうち、本市対応の目安値を下回っている土壌については、保育所の敷地内に埋設処理をするよう依頼をしてきました。その後の調査で、埋設場所がない等の理由から、敷地内での処理が困難なため、現在も保管している保育園が複数ありました。これらについても北部汚泥資源化センター敷地内の保管庫に一時的に保管します。

## イ 園数及び分量

8 園分 合計約 400 kg

# ウ 該当土壌の空間放射線量

全て目安値 (1cm: 0.59 µ Sv/h 50cm: 0.23 µ Sv/h) を下回っています。

## 3 移動時期

学校などに保管している指定廃棄物等と同じタイミング(平成29年3月学校の春休みの時期)での移動を検討します。

お問合せ先			
   市立学校のマイクロスポット除去土壌に関すること			
	茨	志麻	Tel 045-671-3234
保育園のマイクロスポット除去土壌に関すること			
こども青少年局保育・教育運営課長	武居	秀顕	Tel 045-671-2365
放射線対策本部会議に関すること 健康福祉局健康安全課新型インフルエンザ等対策担当課長	平木	浩司	Tel 045-671-2468

# 横浜市記者発表資料

平成 28 年 8 月 29 日横浜市放射線対策本部

# 学校などに保管している指定廃棄物等の新たな保管場所について

本日、第34回横浜市放射線対策本部会議において、横浜市立学校及び横浜市内の保育園に保管されている指定廃棄物等について、新たな保管場所が決定しましたので、お知らせします。

## 1 決定事項等

## (1) 決定事項

- ア 学校・保育園に保管されている指定廃棄物等については、子どもから離れた場所での保管 を行うこととし、新たな保管場所を「北部汚泥資源化センター(鶴見区)」とする。
- イ 施設敷地内に保管庫を建築する。
- ウ 年度内を目途として、できれば冬休み、遅くとも春休みまでには学校・保育園から移動 できるよう準備を進めるとともに、関係局の協力のもと移動先での安全な保管を実現する。

# (2) 新たな保管場所の詳細

ア 施 設 名:北部汚泥資源化センター

イ 所 在 地:横浜市鶴見区末広町一丁目6番地の1

ウ 敷地面積:185,000 ㎡の一部

工 所 有 者:横浜市(環境創造局所管)

オ 保管庫概要:鉄筋コンクリート造平屋建て 床面積約 100 m<sup>2</sup>

## 2 放射線対策本部会議での議論の経過

平成28年5月25日 第32回横浜市放射線対策本部会議

学校などに保管している指定廃棄物等について、学校外での保管についての検討を始める。

平成28年6月29日 第33回横浜市放射線対策本部会議

新たな保管場所を選定するにあたっての確認事項 6 項目を決定し、それに基づき候補地の検討を始める。

平成28年8月29日 第34回横浜市放射線対策本部会議

「北部汚泥資源化センター」敷地内の一角に保管庫を新設し、学校などで保管している指定 廃棄物等を移動させることを決定

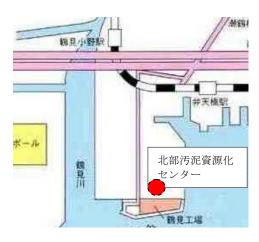
# 3 新たな保管場所選定の理由

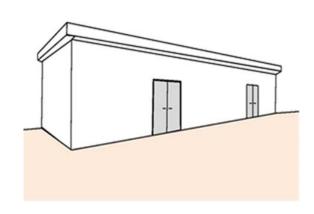
- ・確認事項に照らした結果、条件を満たす場所として北部汚泥資源化センターのみが挙がった。
- ・北部汚泥資源化センターでは新たな施設の建築が必要となるが、既存施設の設計を利用する ことにより、通常よりも大幅な期間短縮が可能であることが分かった。

## 4 新たな保管場所へ移管される指定廃棄物等

種別	施設数	保管量
(1) 学校雨水利用施設内に沈殿した汚泥	市立学校 43 校	約 10 t
(うち指定廃棄物)	(17 校)	(約3 t)
(2) 学校・保育園で発生したマイクロスポット対応除去土壌	市立学校 16 校	約 3, 200 kg
	保育園 9施設	約 200 kg

# 5 新たな保管場所の地図及び保管庫イメージ(詳細は別紙1参照)





環境創造局は保管庫用地の提供(占用許可)を行います。教育委員会事務局及びこども青少年局は保管庫の建築を行い、点検等の管理業務を引き続き行います。

# 6 これまでの主な経緯 (指定廃棄物に関すること)

平成24年3月29日 横浜市立学校のうち43校において、学校の雨水利用施設における

雨水利用暫定停止

平成25年9月27日 環境省に学校雨水利用施設の汚泥の指定廃棄物申請

平成 25 年 12 月 26 日 指定

#### お問合せ先 市立学校の汚泥に関すること・保管庫に関すること Tel 045-671-3230 教育委員会事務局教育施設課長 中澤 誠治 市立学校のマイクロスポット除去土壌に関すること 教育委員会事務局健康教育課長 茨 志麻 Tel 045-671-3234 保育園のマイクロスポット除去土壌に関すること Tel 045-671-2365 こども青少年局保育・教育運営課長 武居 秀顕 北部汚泥資源化センターに関すること 環境創造局下水道施設管理課長 Tel 045-671-3573 時岡 大平 放射線対策本部会議に関すること 健康福祉局健康安全課新型インフルエンザ等対策担当課長 平木 浩司 Tel 045-671-2468

# 北部汚泥資源化センター

別紙

